

併覽

書記官長

書記官

發高秋第一回第

昭和二年二月九日

鳥取縣知事石井得

宮内大臣十喜徳郎

内務、至臨時代理安達謙藏殿

文部大臣國田良平

文部省院議長倉高勇三郎

文部省院議長倉高勇三郎

御尚傷新聞紙楊載取締方請假之號八件  
管下鳥取市西町十番地

第三種普通要視察

鳥 取 縣

右者極端十九日皇室中心主義者

御肖像、新開聞紙雜誌等楊載

不一ノテハ一般購讀者中二八成度

今之全之ニシテ相異、一枚枚ナヒシテ往々

尊嚴被以冒犯、不以之言不以之言

不義之勢、所為ナスニ多シ故此

外ナシトシ之方一枚綿、口敷、不下芳ニ

般國民、皆高、今ニ喚起、又ハシタ

ナリナアリトシ東洋、帝國議會

對立御肖像楊載、新開聞紙雜誌

取締方ノ隕ノ法令之聲布方ノ隕ノ

請願ナリ、アル者十三件、注意

中、高本期議會、對立合様

方提並請  
及出起假  
申報院為  
銀稅事  
也傳紙  
中通請  
大旨之假  
書

鳥取縣

請願書

天皇陛下ノ御肖像并ニ勅語

新聞紙及雑誌ニ掲載有之右ハ謹テ奉拜シ後町重ニ保存スル者アルモ中ニハ不知不識之レヲ破棄シ廢物ニ混入シ甚シキハ商品ノ包紙ニ仲用スル等誠ニ畏レ多キ事往々有之依テ別項ノ通取締アラン事ヲ謹テ請願候也

掲載方法

御肖像并ニ勅語

紙面ノ上段又ハ附録トシテ掲載セシメラレタキ事

奉拜方法

之レヲ切抜キ各自ノ神棚ニ納メ奉拜セシムル事

大正十一年十月二十日

衆議院議長柏谷義三殿

鳥取縣鳥取市西町十一番地  
井口千代藏

年齡六十二歲

天皇陛下ノ御肖像并ニ勅語  
新聞紙及雑誌ニ掲載有之右ハ謹テ奉拜シタル後町重ニ保存スベキモ中ニハ不知不識尊嚴ヲ冒瀆スル者往々有之誠ニ畏レ多キ事ニ  
候依テ先づ學校生徒ニ對シ敬虔ノ精神ヲ充分徹底セシメラレ度依テ別項ノ通取締アラン事ヲ謹而請願候也  
一  
三大佳節ニハ學校ニ於テ賀式舉行セラレ其式後校長ハ生徒一同ニ對シ今日各家庭ニ於テハ新聞紙及雑誌等ノ購讀者ハ御肖像掲  
載シ有ル場合ハ家族一同奉拜シタル後町重ニ保存スペク特ニ其取扱方ヲ訓示シ敬虔ノ精神ヲ徹底セシメラレタキ事  
一  
文部大臣ハ一般學校ニ對シ前項奉拜方ヲ永久校則トシテ厲行セラレタキ事

大正十一年十月二十日

鳥取縣鳥取市西町十一番地

井口千代藏

年齡六十二歲

趣意書

衆議院議長柏谷義三殿

井口千代藏

年齡六十二歲

別項請願ハ帝國議會ニ於テ數回採擇ニ相成居候モ何等ノ取締ナク放任セラレ居ルハ甚ダ遺憾ノ至リニ候之レガ取締ニ付テハ政府  
ニ於テモ勿論等開ニ附セラレ居ルトハ信セザルモ現今國民ノ思想惡化ノ傾キアル今日殊ニ  
御肖像ニ對スル取締ヲ一日タリトモ等閑ニ附セバ其影響スル所大ナリ實ニ國家ノ爲メ憂慮ノ至リニ堪ヘス候依テ左記事項速ニ實行ア  
ラマ事ニ御盡力仰度候謹言  
一  
御肖像并ニ勅語ヲ新聞紙及雑誌ニ掲載有之ニ就テハ心アル者ハ之レヲ切抜キ神棚ニ納メ或ハ町重ニ保存スル者アルモ多クハ不知  
六  
御肖像ヲ掲載セシ新聞紙及雑誌反古トナリ事實不敬ニ涉ル取扱フ者アラバ之レヲ取締ルベキハ勿論ナリト言明セラレタリ  
二  
御肖像ヲ掲載セシ新聞紙及雑誌ニ取扱フ者アラバ之レヲ取締ルハ既ニ選シト言フベシ依テ三大佳節ニハ御肖像ニ對シ不敬ニ涉ラザ  
三  
第四十四議會貴族院ニテ柳原伯ノ爲シタル御肖像ニ付テノ質問ニ對シ時ノ内務大臣ハ御眞影ノ取扱ヒ方ハ國民ノ齊シク克ク心得  
居ル所ナリ併シ若シ粗略ニ取扱フ者アラバ之レヲ取締ルベキハ勿論ナリト言明セラレタリ  
四  
御肖像ニ對シ若シ不敬ニ涉ル事實ヲ認メ始メテ之レヲ取締ルハ既ニ選シト言フベシ依テ三大佳節ニハ御肖像ニ對シ不敬ニ涉ラザ  
五  
ル様前以テ夫々訓示シ一般國民ニ敬虔ノ精神ヲ徹底セシメハ國民謹シテ奉拜スベク其感化大ナル者アルハ言ラ俟タザルベシ  
五  
皇太子殿下御外遊ニ際シ外國各新聞紙及雑誌ニ御肖像ヲ掲載シ奉リ中ニモ英國ノ新聞紙ノ如キハ日本皇太子殿下ノ御外遊ハ有史以來始メテノ御盛事ナリ殿下ノ御肖像ハ記念トシテ永久ニ保存シ尊嚴ヲ瀆スベカラズト特ニ注意シタリト聞ク此精神ヲ有シテコ  
ノ國民ノ思想穩健ナルベシ  
六  
御肖像ヲ新聞紙及雑誌ニ掲載スルモ之レガ取締ニ付テハ外國ニモ未ダ其例ヲ見ズトシテ躊躇スル論者アリトカソハ我國牴ヲ辨ヘ  
ザル者ト言フベシ  
七  
之レガ取締ハ困難ナリ依ツテ國民ニ自覺セシムル外ナシト說ク者アルモ有識者中往々社會主義者アリト聞ク之レ寒心ニ堪ヘザル  
所ナリ  
八  
海外思想ノ現状ニ鑑ミ殊ニ  
御肖像ニ對スル取締ハ一層嚴重ニシテ國民ニ誤リナカラシム必要アルベシ  
九  
大日本帝國臣民ハ偉大ナル大和民族ノ精神及道徳ヲ重ズル善美ナル範ヲ示シ之レガ他ニ學バシメハ世界人類ノ幸福ナリト信ズ  
十  
由來歷代內閣ニ於テ之レガ實行ヲ見ズスク放任セラルハ實ニ遺憾ノ至リニシテ之レガ放任ハ我國教育ニ至大ノ影響アリト信ズ  
十一  
御肖像ヲ新聞紙及雑誌ニ掲載スルモ其裏面ニハ往々如何ハシキ記事ヲ掲載シアル爲粗畧ニ取扱フ者アリ依テ此点ニ注意シテ掲  
載セシメ奉拜ノ後之レヲ切抜キ町重ニ保存セシムル事ニナシタシ  
十二  
每年一月十四日左儀長ニハ神棚ヲ飾リタル七五三及古キ神札ヲ燒典スルハ一般ノ例ナリ之レハ清キ火ヲ以テ祝ヒ奉ル儀ナリト聞  
ク依テ新シキ御肖像ト取換フル時ハ燒典スル事ニナシタシ  
十三  
以上ハ一般國民精神上ノ問題ニシテ容易ニ實行シ得ラルベギ事ナリ而モ實行セラレザルハ之ガ指導ト取締宜シキヲ得ザル爲ナル  
ベシ  
十五  
該請願ハ拾數年間引續キ差出シ既ニ議會ニ於テ七回採擇ニ相成リタルモ今尙何等ノ取締ナキハ議會ノ權威ヲ疑ハシムベク速ニ實  
行セシメラレタシ

拜復

建白書及請願書寫拜見致候萬世一系ノ

天子ヲ奉戴スル帝國臣民トシテハ御意見至極御尤ト存候得共之が取締ニ就テハ最モ慎重ノ研究ヲ爲シ敬虔ノ精神ヲ徹底セシメザレバ  
却テ累ヲ後世に遺ス事ニ有之候間御速答致兼候得共御意見ハ参考トシテ研究ニ資スヘク候此段不取敢御返事マテ  
敬具

十月二十三日

井口千代藏

衆議院議員殿

寺

内

正

毅

電報達送紙

ラツ

二六四 シヤニハイ 四四六五

ラ〇四三〇

トウケイ」

スウミツインキ チヨウ

2428

注

- 一 受付當日受信せしものは月日  
二字  
二 受付時刻の表示中「一〇」とあるは午後を示す  
前、「二〇」とあるは午後を示す  
三 著し他人に宛てたるものなると  
其の旨附記し直に配達局所へ返送せ  
られたり

ムヨ一〇

サ イシヤンハイニボンジ ンタイカイハボンシ ツサノケツキ ヲ  
ナセリーナンキンシ ケンノチ ウダ イナルニカンカ ミセイフハ  
コノサイタ ンコタルケツシンヲモツテテツテイテキシユタ ンヲト  
リモツテテイコタノモシソタモチサ イシホウギ ンノアシセ ン

27

158

大正十年五月一納付

電報省

電報六第

裏面白紙

# 電報達紙

裏面白紙

## 注

- 一 受付當日受信せしものは月日を記入  
せず
- 二 受付時刻の表が中「ヨ」であるは午前、「ラ」であるは午後を示す
- 三 若し他人に宛てたるものなるときは  
其の旨附箋も直に郵便局所へ返戻せ  
られたじ

29

159

電報第46号 訊信省 大正五十一年四月廿九日

ヲホセウセラレンコトヲノゾ ムニワカ リクゼンタイカ レンシ  
ツト ウホウノホコ ニト リヨクセラレシコトヲタトシナホコン  
コシ キヨクノヌイイニオウジ ワガ セイフハシ ウブシソナ  
ルヘイリヨクタハケンシマンアンイサンナキヲキセラレンコトヲノ  
ソムミキコ ハイリヨラコフ